

○本庄早稲田の杜ミュージアムの設置及び管理に関する条例

令和2年1月6日

条例第4号

改正 令和2年5月14日条例第30号

(設置)

第1条 郷土についての歴史資料、考古資料、民俗資料、行政資料及び各種資料（第19条を除き、以下「資料」という。）の収集、保管、調査及び研究を行うとともに、資料の活用を図り、教育、学術及び文化の発展並びに市民の郷土愛の醸成に寄与するため、本庄早稲田の杜ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ミュージアムの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
本庄早稲田の杜ミュージアム	本庄市西富田1011番地

(業務)

第3条 ミュージアムは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 資料の収集、整理及び保管に関すること。
- (2) 資料の調査及び研究に関すること。
- (3) 資料の展示及び利用に関すること。
- (4) 資料についての教育普及に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ミュージアムの設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(職員)

第4条 ミュージアムに、館長及びその他必要な職員を置くことができる。

(休館日)

第5条 ミュージアムの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の休日でない日）

- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までの日

2 本庄市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前項の規定にかかわらず、ミュージアムの管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(利用時間)

第6条 ミュージアムの利用時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

(入館料)

第7条 ミュージアムの入館料は無料とする。

2 特別展示の入館料については、市長がその都度別に定めることができる。

(入館料の減免)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、前条第2項の入館料を減額し、又は免除することができる。

(入館料の還付)

第9条 既納の入館料は、還付しない。ただし、市長は、利用者の責めに帰することができない事由により、施設及び附属設備を利用することができない場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者について入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物（身体障害者

補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）の類を携行する者

(2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者

(3) 前2号に掲げるもののほか、ミュージアムの管理上支障があると認められる者

(特別利用の許可)

第11条 学術研究等のため、資料の熟覧、模写、模造等の利用（以下「特別利用」という。）をしようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、特別利用を許可する場合において、管理上必要と認めるときは、条件を付することができる。

(特別利用の許可の取消し等)

第12条 教育委員会は、特別利用の許可を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用の許可の条件を変更し、若しくは特別利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 特別利用の許可の条件又は職員の指示に従わないとき。

(2) 特別利用の許可の申請に偽りがあったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(損害賠償義務)

第13条 ミュージアムを利用するものは、故意又は過失により施設及び附属設備若しくは資料を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(運営委員会)

第14条 ミュージアムの円滑な運営を図るため、教育委員会の附属機関として、本庄早稲田の杜ミュージアム運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第15条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、ミュージアムの運営に関して調査及び審議し、教育委員会に答申するものとする。

(組織)

第16条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育の関係者

(2) 社会教育の関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(4) 学識経験のある者

(任期)

第17条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第18条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第19条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

- 5 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第20条 委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、ミュージアムの管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に本庄市文化財施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例（令和2年本庄市条例第5号）による廃止前の本庄市文化財施設設置及び管理に関する条例（平成18年本庄市条例第92号）第4条の規定によりした許可は、第11条の規定によりしたものとみなす。

(準備行為)

- 3 第16条第2項の規定による委員会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

(本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年本庄市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表社会教育委員の項の次に次のように加える。

本庄早稲田の杜ミュージアム運営委員会委員	日額	6, 200円
----------------------	----	---------

附 則（令和2年5月14日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。